

グループホームふれあい運営規程

第1条（事業の目的）

有限会社たまきメディカルサポートが開設するグループホームふれあい指定認知症対応型（介護予防認知症対応型）共同生活介護事業所（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型（介護予防認知症対応型）共同生活介護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従事者が要介護者（要支援2含む）であって認知症の状態にある高齢者に対し、事業を実施することによって、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営めるようにすることを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の管理者、介護従事者及びその他の従事者（以下「従事者」という）は、法令・規則及び、この規定の定めるところにより、適切な指定認知症対応型（介護予防認知症対応型）共同生活介護（以下「サービス」という）を提供する。

- 1 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はご家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導・説明を行う。
- 2 第1項に規定するサービスの提供は常に利用者の心身の状況を把握しつつ、認知症の状態にあるために日常生活を営むのに支障がある者について共同生活の場を提供し、食事の提供その他の日常生活の援助を行うことにより、認知症の進行を緩和し安心して日常生活を送れる場を提供する。
- 3 提供するサービスは、家庭的な環境の下での入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練とする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第3条（従事者の職種、員数及び職務内容）

事業所の従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	職務内容
管理者	事業所に常勤者 1人 但し、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事する事ができるものとする。	事業所における従事者の管理及び処遇の一元的管理
介護従事者	各共同生活住居に次の基準により算定した数(2ユニット) (a) 夜勤時間帯以外の時間帯 常勤換算法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上。 (b) 夜間時間帯（22時から7時まで） 各共同生活住居ごとに1人ずつ	利用者に対する入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練
計画作成担当者	1ユニットに 1人（2ユニットで2人） 但し、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事する事ができるものとする。	認知症対応型（介護予防認知症対応型）共同生活介護計画の作成

第4条（利用定員及び事業所の名称など）

1. 利用定員及び事業所の名称並びに所在地は次の通りとする。
2. 利用定員は、1 共同生活住居 9 人とする。（当事業所は 2 共同生活介護 1 8 人）
3. 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。
 - （1）名 称 グループホームふれあい
 - （2）所在地 徳島市国府町和田字居内 4 番地 2
 - （3）連絡先 [T e l ・ F a x] 088-642-8430

第5条（指定認知症対応型（介護予防認知症対応型）共同生活介護の内容）

事業所において提供するサービスの内容は次の通りとする。

- （1）サービスは、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送れる事ができるように配慮して行うものとする。
- （2）介護は利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援を日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- （3）利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従事者が共同で行うように努めるものとする。
- （4）事業所においては、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、常にその改善を図るものとする。
- （5）事業所においては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型（介護予防認知症対応型）共同生活介護計画（ケアプラン）を作成するものとし、利用者又はその家族に対し、その内容を説明するものとする。

第6条（利用料その他の費用の額）

サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項に規定する利用料のほか、「利用料金表（別紙）」に掲げる費用の額を受領するものとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め利用者又はご家族に対して金額等を明示した文書により説明を行い、書面により同意を得るものとする。

第7条（入居に当たっての留意事項）

利用者が入居する際に留意すべき事項は、次の通りとする。

- （1）利用者は事業所の規律を守り、喧嘩、口論、又は暴行等他の利用者の迷惑となるような行為をしてはならない。
- （2）利用者は事業所の設備及び備品の利用に際しては、従事者の指示又は設備等の取り扱い要領に従い、適切な方法により当該設備等を使用するとともに、事故のないよう細心の注意を払わなければならない。
- （3）利用者は、火気の取り扱いに十分留意しなければならない。
- （4）利用者は、事業所内の環境衛生を害する行為をしてはならない。

第8条（非常災害対策）

消防法に規定する防災管理者を設置し、消防・風水害その他の災害に対応するための計画を作成させるとともに、当該計画に基づき、次に掲げる訓練等を行う。

- （１）消火、通報、避難及び救出等の訓練 年２回
- （２）消防設備、事業所等の点検及び整備 年２回
- （３）従事者に対する火気取り扱い等に関する指導・監督
- （４）その他非常災害対策上必要な措置

第9条（衛生管理等）

利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的に管理を努め、又は衛生上の必要な措置を講じる。

２ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第10条（協力病院等）

利用者の病状の急変等に備えるため、協力病院・協力歯科医院を次の通り定める。

- （１）協力病院 たまき青空病院 (088-642-5050)
- （２）協力歯科医院 盛デンタルオフィス (088-642-5510)

第11条（その他事業所の運営に関する重要事項）

事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （１）採用時研修
- （２）継続研修

２ 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第12条（職務上知り得た秘密の保持義務）

1. 従事者は、職務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持しなければならない。
2. 従事者であったものに、職務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従事者との雇用契約の内容に含めるものとする。
3. 居宅介護支援事業所に対し、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により本人又はその家族から同意を得るものとする。

第13条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第14条（身体拘束等）

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第15条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第16条

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、設置者において別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成１６年３月２４日から施行する。

この規程の改定は、平成１６年５月１日から施行する。

この規程の改定は、平成１６年９月１日から施行する。

この規程の改定は、平成１６年１１月１日から施行する。

この規程の改定は、平成１７年１月１日から施行する。

この規程の改定は、平成２０年３月１日から施行する。

この規程の改定は、平成２３年１０月１日から施行する。

この規程の改定は、平成２４年４月１日から施行する。

この規程の改定は、平成２６年４月１日から施行する。

この規程の改定は、令和６年４月１日から施行する。